

独立行政法人国立科学博物館の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給される給与のうち、期末特別手当については、文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、その額の100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	本給月額から9.77%を乗じて得た額を減額。特別地域手当は、減額後の本給月額により算出。
理事	本給月額から9.77%を乗じて得た額を減額。特別地域手当は、減額後の本給月額により算出。
監事(非常勤)	

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 16,977	千円 10,654	千円 4,298	千円 1,917 (特別地域手当) 108 (通勤手当)			*
理事	千円 13,348	千円 8,402	千円 3,389	千円 1,512 (特別地域手当) 45 (通勤手当)			◇
A監事 (非常勤)	千円 0	千円 0	千円	千円 ()			
B監事 (非常勤)	千円 600	千円 600	千円	千円 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長		年 月			該当者なし	
理事		年 月			該当者なし	
監事		年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入す

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

役職員の給与について必要な見直しを行い、常勤職員については、その職員数の抑制を図る。また、今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直すこととする。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第63条第3項に基づき、業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢(国家公務員等の給与水準)に適合したものとなるよう、学歴、免許・資格、職務経験等を基に給与決定を行っている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

博物館の管理運営、調査・研究、資料の収集・保管及び展示・学習支援等の業務に従事し、勤務成績の優秀な職員に対し、昇給及び勤勉手当の成績率の加算を行っている。また、現に受けている俸給を受けるに至ったときから一定期間を良好な成績で勤務した場合には昇給することができ、上位の職務に決定される資格を有するに至った場合には昇任することができ、その職務に応じて昇格させる。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、1級上位の級に昇格させることができる。また、上位の級に決定される資格を有するに至った場合は、その資格に応じた級に昇格させることができる。
俸給月額 (昇給)	一定期間を良好な成績で勤務したときに、その成績に応じ、上位の号俸に昇給させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて支給割合(成績率)を決定している。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しを考慮し、以下の措置を講じた。

(職員について)

1. 平成24年6月期期末手当における調整

平成24年3月に俸給月額の引き下げ改定が行われた職員を対象として、平成23年4月から平成24年2月までの較差相当分を平成24年6月期の期末手当で調整。

2. 平成24年4月1日における号俸の調整

給与構造改革において昇給抑制を受けた36歳(平成24年4月1日現在)に満たない職員については、その号俸を1号俸上位に調整し、同30歳(平成24年4月1日現在)に満たない職員については、号俸を2号俸上位に調整。

3. 俸給月額、管理職手当、期末・勤勉手当の減額支給

① 俸給月額

- ・一般職7級以上、研究職5級 $\Delta 9.77\%$
- ・一般職3～6級、研究職3～4級 $\Delta 7.77\%$
- ・一般職1～2級、研究職1～2級、技能・労務職3級以下 $\Delta 4.77\%$

② 管理職手当 $\Delta 10\%$

③ 期末・勤勉手当 $\Delta 9.77\%$

4. 俸給月額に連動する手当の減給支給

地域手当及び超過勤務手当は、減額後の俸給月額等の月額により算出。

(役員について)

1. 本給月額及び期末特別手当の減額支給 $\Delta 9.77\%$

2. 本給月額に連動する手当の減給支給

特別地域手当は、減額後の本給月額により算出。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

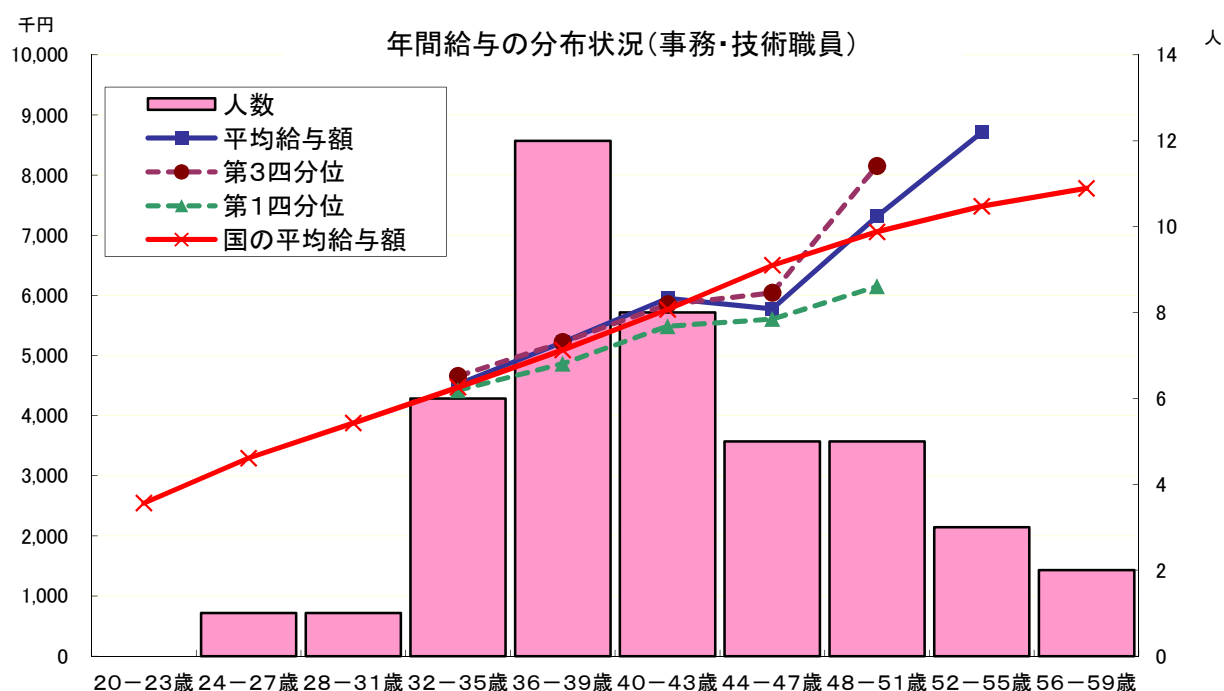
区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	105	46.6	7,403	5,703	244	1,700
	人	歳	千円	千円	千円	千円
	43	42	5,975	4,587	199	1,388
	人	歳	千円	千円	千円	千円
	60	49.9	8,497	6,558	277	1,939
	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

非常勤職員	16	38.1	3,859	3,002	160	857
事務・技術	10	39	3,595	2,793	190	802
研究職種	6	36.7	4,298	3,351	109	947
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (高等専門学校教員)	該当者なし					

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員の技能・労務職員は該当者が2人のため、人数以外は表示していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

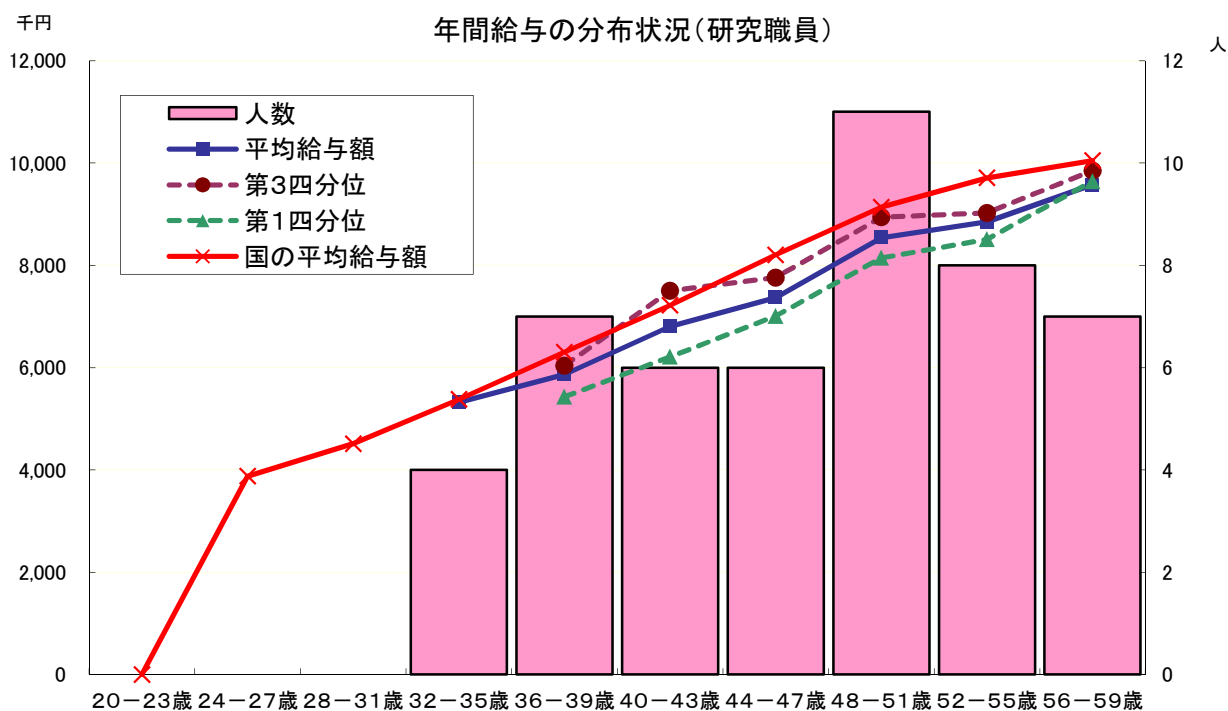
注:24～27歳、28～31歳の該当者は1人、56～59歳の該当者は2人のため、年間給与については表示していない。

注:52～55歳の該当者は3人のため、年間給与額の第1・3四分位について表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
部長	1	-	-	-	-
課長	7	48.9	7,954	8,072	8,295
係長	22	42.6	5,199	5,545	5,851
主任	5	40.5	4,737	5,166	5,606
係員	8	33.5	3,850	4,291	4,472

注:本部部長の該当者は1人のため人数以外は表示していない。



注:32～35歳の該当者は4人のため年間給与額の第1・3四分位について表示していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
研究部長	6	61.7	10,400	10,825	11,307
グループ長	14	56.4	9,219	9,442	9,923
研究主幹	30	48.9	7,501	7,996	8,875
研究員	10	36.7	5,333	5,616	5,969

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		係員	主任	係長	副課長	課長	課長	部長
人員(割合)	人 43	人 1 (2.3%)	人 8 (18.6%)	人 24 (55.8%)	人 1 (2.3%)	人 4 (9.3%)	人 4 (9.3%)	人 1 (2.3%)
年齢(最高～最低)		歳	歳 44～29	歳 57～36	歳	歳 57～39	歳 54～43	歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円 3,861～ 2,986	千円 4,713～ 3,357	千円	千円 6,307～ 4,953	千円 6,563～ 6,237	千円
年間給与額(最高～最低)		千円	千円 4,943～ 3,850	千円 6,149～ 4,507	千円	千円 8,154～ 6,741	千円 8,556～ 8,153	千円

注:1級、4級、7級については、該当者が1人のため人数以外は表示していない。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		研究員	研究員	研究主幹	グループ長	部長
人員(割合)	人 60	人 0 (0.0%)	人 11 (18.3%)	人 10 (16.7%)	人 23 (38.3%)	人 16 (26.7%)
年齢(最高～最低)		歳	歳 45～32	歳 44～38	歳 63～45	歳 63～56
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円 4,633～ 3,962	千円 6,095～ 4,388	千円 7,584～ 5,984	千円 8,551～ 7,069
年間給与額(最高～最低)		千円	千円 6,039～ 5,211	千円 7,916～ 5,862	千円 9,757～ 7,758	千円 11,675～ 9,292

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% —	% —	% —
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% —	% —	% —
	最高～最低	% —	% —	% —
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 67	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.8	% 33	% 34.3
	最高～最低	% 41.7～32.2	% 37.8～29.9	% 36.8～31.1

注:管理職員については、該当者が2名のため表示していない。

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 54.7	% 58.2	% 56.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 45.3	% 41.8	% 43.4
	最高～最低	% 49.6～35.4	% 44.8～31.7	% 45.4～33.5
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 67.7	% 66
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.9	% 32.3	% 34
	最高～最低	% 41.2～32.8	% 36.7～30	% 36.3～31.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

100.5

対他法人

94.3

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

93.2

対他法人

93.0

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 100.5		
	参考	地域勘案	89.7
		学歴勘案	99.5
		地域・学歴勘案	89.0
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	本法人の事務・技術職員は東京23区及び茨城県つくば市にのみ在勤しており、それぞれ地域手当が支給されていることから、地域手当非支給地勤務者も含まれる国家公務員の行政職俸給表(一)適用者と比較すると、地域手当分が影響して100を上回っていると思われる。なお、在勤地域を勘案した比較指標は89.7%となり100を大きく下回ることとなる。 【参考】 ・平成24年度決算における支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合:26.1% ・管理職の割合:2.3% ・大卒以上の高学歴者の割合:72.1% 【主務大臣の検証結果】 地域差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合:88.3% (国からの財政支出額 3,034,019千円、支出予算の総額 3,437,898千円:平成24年度予算)		
	【検証結果】 俸給表、諸手当等の給与体系は国家公務員に準拠しており、また、在勤地域を勘案した対国家公務員指数は100を下回っているため、給与水準は適切であると考え。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算) 【検証結果】 該当なし		
講ずる措置	平成25年度における対国家公務員指数は、年齢勘案で100程度、地域・学歴勘案では引き続き100以下を見込んでいます。今後も国家公務員の給与制度を踏まえながら、引き続き適切な給与水準となるよう運用する。		

○研究職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 93.2		
	参考	地域勘案	92.9
		学歴勘案	92.7
		地域・学歴勘案	92.1
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合:88.3% (国からの財政支出額 3,034,019千円、支出予算の総額 3,437,898千円:平成24年度予算)		
	【検証結果】 俸給表、諸手当等の給与体系は国家公務員に準拠しており、また、在勤地域を勘案した対国家公務員指数は100を下回っているため、給与水準は適切であると考え。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算) 【検証結果】 該当なし		

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時 (平成23年度)からの増 △減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 977,727	千円 1,082,847	千円 (%) ▲ 105,120 (▲9.7%)	千円 (%) ▲ 105,120 (▲9.7%)
退職手当支給額 (B)	千円 86,963	千円 98,870	千円 (%) ▲ 11,907 (▲12.0%)	千円 (%) ▲ 11,907 (▲12.0%)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 315,307	千円 314,444	千円 (%) 863 (2.7%)	千円 (%) 863 (2.7%)
福利厚生費 (D)	千円 168,857	千円 173,568	千円 (%) ▲ 4,711 (▲2.7%)	千円 (%) ▲ 4,711 (▲2.7%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 1,548,854	千円 1,669,729	千円 (%) ▲ 120,875 (▲7.2%)	千円 (%) ▲ 120,875 (▲7.2%)

総人件費について参考となる事項

・前年度比増減理由について

①「給与、報酬等支給総額」・・・国家公務員の給与の見直しに関連して給与水準を見直したこと、退職者等の後任について適任者が得られない等により10.8%減となった。なお、国家公務員の給与の見直しに関連して講じた措置のうち、給与減額支給措置に係る予算の削減額は△93,246千円である。

「最広義人件費」・・・上記及び退職手当支給額の減少等により7.8%減となった。「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき講じた措置に係る削減額は△3,589千円である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準の引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、以下の措置を講じた。

・役員の退職手当は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に100分の87を乗じて得た額とし、経過措置として「100分の87」は、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」とし、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とした。

・職員の退職手当は、退職手当の基本額に100分の87を乗じて得た額とし、経過措置として「100分の87」は、平成25年3月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」とし、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とした。